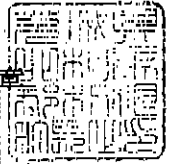


利保年医第 26 号

平成 30 年 2 月 22 日

各保険医療機関等の長 様

利根町長 佐々木 喜 章



## 利根町医療福祉費支給制度（町単独事業分）への公費負担者番号導入について

医療福祉費支給制度の円滑な実施につきましては、平素よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、利根町では少子化対策及び福祉の充実を図るため、町単独事業として医療福祉費支給制度（現物給付）を平成30年4月診療分から実施し、下記のとおり公費負担者番号を導入することになりました。

医療費請求システムの変更などご負担をおかけするかと存じますが、当該制度の円滑な運営、請求業務につきましてご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

## 1 実施内容

対象者	公費負担者番号導入開始月	公費負担者番号	受給者証の色
小児の所得制限の撤廃	平成30年4月診療分から	90080920	ピンク
中学生（外来）	平成30年4月診療分から	90080920	ピンク
高校生相当	平成30年4月診療分から	94080926	ピンク

茨城県内で実施されている医療福祉費支給制度（マル福）と同様の取り扱いとなります。

- 平成30年4月診療分より、診療（調剤）報酬明細書（レセプト）に公費負担者番号を記入し、請求する方法となります。
- 支払については、国保連合会・支払基金を通して行われます。
- 一部負担金については、県制度と同様の取り扱いとなりますので、医療機関ごと（薬局は除く。）に窓口で受領されますようお願いいたします。
  - ・外来自己負担金 1日600円 月2回まで
  - ※請求額が600円未満の場合は請求金額が外来負担金となります。
  - ・入院自己負担金 1日300円 月3,000円まで